

株式会社日本政策金融公庫の業務について

平成 19 年 1 月
行政改革推進本部事務局

新政策金融機関の業務について・・・・・・・・・・ 1

新政策金融機関の業務について（危機対応関連）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

新政策金融機関の業務について

1．基本的考え方

新政策金融機関（以下「新機関」）の業務については、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」において、民業補完の観点から、その機能について限定を加えるとともに、部分保証、証券化、間接融資等の業務の推進を図ることとされ、その活用促進のため、モラルハザードの防止に十分留意しつつ、所要の制度的な手当てを含め、積極的な取組を進めることとされている。

これを踏まえ、以下の内容を法律に規定する方向で検討中。

2．業務の限定

（１）行政改革推進法における業務限定の内容は、以下の通りであり、これを新機関法に忠実に反映。

国民一般　　：教育資金貸付については、貸付けの対象の範囲を縮小

農林水産業者：農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の貸付けは、資本市場からの調達が困難なものに限定。食品製造等の事業を営む者に対する貸付けは、中小企業者に対する 10 年超の貸付けに限定

中小企業者　：一般貸付を廃止し、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われる特別貸付に限定

国際金融　　：重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持・向上、国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限定

（２）また、国際金融業務については、平成 13 年の特殊法人等整理合理化計画における指摘事項のうち、資源関係以外の輸入金融の原則廃止等、法律上、業務見直しに反映すべきものを新機関法に忠実に反映する（国際取極めに基づく権利の行使（マッチング）は可能とする。）とともに、今般の政策金融改革の議論を踏まえた業務の限定についても新機関法に規定。

3．民業補完業務の追加

部分保証、証券化等の民業補完の観点から推進を図ることとされている業務については、

新機関が関与することについて、民間金融機関からの期待が強い分野であること、

新機関の直接貸付の縮減に資する効果が大きいと見込まれる業務であること、

といった観点から絞込みを行い、具体的には、以下の内容の追加を検討。

国内部門

（１）中小企業者向け業務

CDS 契約を活用した証券化支援手法

【内容】現在の証券化手法に、民間金融機関が貸付債権を保有したまま証券

化できる(オフバランス化しない) C D S(クレジット・デフォルト・スワップ) 契約を活用した手法を追加する。

【効果】金融機関等のニーズを踏まえ、預貸率を引き下げずに、リスクを一部引き受けることにより、民間金融機関による中小企業者向けの無担保貸付の促進を図る。

証券化支援業務の対象への既往貸付の追加

【内容】新規貸付に加えて既往貸付も証券化支援業務の対象とする(ただし、既往貸付のみの証券化は行わない)。

【効果】信用金庫など中小・零細の金融機関の参加を促進することにより証券化市場の拡大を図り、民間金融機関による中小企業者向けの無担保貸付の促進を図る。

(2) 国民一般向け業務及び農林漁業者向け業務

国民一般及び農林漁業者向けの政策分野において、新たに民業補完型の証券化業務を追加する。

具体的には、

国民一般向け分野においては、C D Sを活用した証券化の導入により、小規模・零細業者等のリスクの評価に関する定量的・客観的評価が可能な基盤を作り、小規模・零細業者等に対する民間金融機関の無担保貸付の促進を図る。

農林漁業者向け分野においては、C D Sを活用した証券化の導入により、意欲のある農林漁業者に対する民間金融機関の無担保貸付の促進を図る。また、新機関の審査情報の積極的な共有を図る。

国際部門

保証対象の追加等

【内容】国際協力銀行は近年、保証の活用にも努めてきたところであるが、それをさらに推し進めるため、銀行等(日本の金融機関)以外の者(外国金融機関、外国政府機関など)を被保証人とする保証や公社債等に対する保証を可能とするとともに、新たなリスク補完手法として国際金融分野においてもニーズが高まっているC D S契約を活用した対応を可能とする。

【効果】新機関の保証により、民間金融機関からの事業者の資金調達の円滑化を図るとともに、新機関の直接融資から民間金融機関による融資等への代替を促進。

債権の譲受け・証券化の促進

【内容】現在国際協力銀行が譲り受けられることができる債権は、我が国の銀行等による協調融資の貸付債権のみであるが、日系企業向けの貸付債権については、協調融資でないものについても、譲り受け証券化することを可能とする。

【効果】日系企業による民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るとともに、新機関の直接融資から民間金融機関による融資及び資本市場にお

ける資金調達への代替を促進。

公社債等の取得・証券化の促進

【内容】現在国際協力銀行が公社債等を取得できるのは、事業開発等金融(アントイドローン)の場合のみであるが、輸出、輸入、投資金融の場合において、公社債等を取得することを可能とする(資産担保証券のほかは、証券化を目的とする場合に限る。)

【効果】日系企業等による資金調達について、保証による支援に加え、新機関が公社債等を取得することを可能とする(資産担保証券のほかは、証券化を目的とする場合に限る。)ことにより、新機関の直接融資から、資本市場を活用した資金調達への代替を促進。

4. 民業補完業務の運用に当たっての留意点

今般、部分保証、証券化等の民業補完業務の内容について追加を図ることとするが、その活用により、新機関の直接融資から民間金融機関による融資または資本市場における資金調達への転換に真に資するよう、運用していくことが重要である。また、新機関の適正なリスクの引受けとその管理についても、適切に対応していく必要がある。したがって、新機関の発足後において、直接融資はもとより、部分保証、間接融資等の民業補完業務についても、継続的に監視していくことが必要。

新機関法においても、「民業補完の観点から、新機関の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする」旨の規定を設けることとしている。

新政策金融機関の業務について(危機対応関連)

新政策金融機関による指定金融機関を活用した危機対応のための業務については、以下の項目を法案に盛り込むことについて検討中。

1. 目的

- ・ 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために、株式会社日本政策金融公庫(仮称)(以下「新機関」)は指定金融機関に対し信用の供与を行う旨を目的規定に置く。

2. 指定金融機関の業務(「危機対応業務」)

- ・ 指定金融機関の業務(以下「危機対応業務」)は、特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引及び債務の保証等のうち、指定金融機関が新機関からの信用の供与を受けて実施するもの。

(注)特定資金:内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるもの。

3. 新機関の業務(「危機対応円滑化業務」)

- ・ 新機関は、主務大臣が指定金融機関による危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、指定金融機関に対し、危機対応業務に必要な資金の貸付け及びリスクの一部補完を実施。
- ・ 併せて、指定金融機関がこれらの信用の供与を受けて貸付け等を行う場合に、指定金融機関に対し新機関から利子補給を行うことができることとする。

4. 業務実施方針の策定

- ・ 新機関は、主務大臣による指定金融機関の指定に先立ち、危機対応円滑化業務の実施方針を策定(主務大臣承認)し、公表する。

(注) 指定を申請しようとする金融機関は、業務実施方針を踏まえ業務規程を策定。

5. 協定

- ・ 新機関は、危機対応円滑化業務を行う際に、指定金融機関と協定を締結(主務大臣認可)し、これに従い、新機関及び指定金融機関は業務を実施。

6. 指定

- ・ 主務大臣による指定は、申請する民間金融機関のうち、危機対応業務を的確に実施できる機関に対し行うこととする。
- ・ その他、指定の手続等(指定の公示、指定の更新等)、指定金融機関の義務(業務規程の作成、帳簿の記載等)、指定金融機関に対する監督(報告及び検査、監督命令、業務の休廃止の届出、指定の取消し等)を規定。

7. 経理

- ・ 新機関に危機対応円滑化業務のための勘定を置き、他の勘定と区分して経理。